

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

桐生が岡公園拠点整備計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

群馬県桐生市

3 地域再生計画の区域

群馬県桐生市の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

動物園と遊園地からなる桐生が岡公園は、本市の観光誘客施設の中で最も集客力の高い施設であり、子育て世代を中心に、市内外の子どもから大人まで幅広い世代に親しまれており、映画やドラマ等のロケ地として活用されることも多く、本市のイメージアップに大きく寄与してきた。

これまで動物園では、魅力を高め、更なる集客力の向上を目指し、平成20年度は、クモザル舎を整備（前年度入園者数比51,145人増加）、平成27年度には、ライオンとカピバラを誘致（前年度入園者数比113,737人増）するとともに、特色ある動物展示等を行うことで、昭和50年を境に減少へと転じた人口と少子高齢化が進む中においても、入園者数を増加させてきた。

しかしながら、動物園における集客の目玉であった国内最高齢（当時）のアジアゾウの死やここ数年続く酷暑の影響により、入園者、売上額ともに年々減少傾向にあり、動物園入園者数については、アジアゾウが死んだ平成29年度は348,724人で前年度より50,216人減少し、遊園地遊器具利用者数は1,033,508人で前年度より24,329人減少し、その後も動物園、遊園地ともに毎年減少しており、コロナ禍の現状を踏まえると、ますます厳しさが増すことが想定される。

また、桐生が岡公園に近接する重伝建地区においては、本市が創設した空き店

舗活用のための支援策等により、新規創業者が現れるなど、まちなか観光の魅力が高まりつつあるが、桐生が岡公園の入園者の減少は、重伝建地区への観光客の流れについても影響を及ぼし、地域内消費が減少していることが課題となっている。

4-2 地方創生として目指す将来像

【概要】

本市の観光誘客施設の中で最も集客力が高い桐生が岡公園内の動物園に全国唯一となる立体展示を行うレッサーパンダの獣舎を建設して集客力の向上を図るとともに、日本遺産の構成文化財の一つであり、桐生が岡公園に近接する、桐生新町重要伝統的建造物群保存地区（以下「重伝建地区」）との間の人の流れを創出することにより、観光客の滞在時間を増加させ、地域への経済波及効果を高める。

【数値目標】

| K P I | 事業開始前 (現時点) | 2021年度増加分 1年目 | 2022年度増加分 2年目 |
|----------------|----------------|------------------|------------------|
| 観光入込客数(人) | 4,143,300 | 0 | 88,000 |
| 動物園入園者数(人) | 327,940 | 0 | 22,000 |
| 遊園地遊器具延利用者数(人) | 875,381 | 0 | 66,000 |

| 2023年度増加分 3年目 | 2024年度増加分 4年目 | 2025年度増加分 5年目 | K P I 増加分 の累計 |
|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 20,000 | 20,000 | 20,000 | 148,000 |
| 5,000 | 5,000 | 5,000 | 37,000 |
| 15,000 | 15,000 | 15,000 | 111,000 |

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2の③及び5-3のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生拠点整備交付金（内閣府）：【A3007（拠点整備）】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

桐生が岡公園拠点整備計画

③ 事業の内容

本事業は、本市最大の観光拠点である桐生が岡公園内の動物園において、入園者を対象に実施した「新規動物の導入に関するアンケート調査」において1位となったレッサーパンダの、全天候型であり、全国唯一となる1階と2階の両階から立体展示を観覧可能な獣舎を建設するものである。

獣舎は、様々な角度から間近で生態が観察できるよう、吹き抜けスペースを活かした高さのある2階建てにし、頭上に吊り橋をかけてレッサーパンダを行き来させる立体展示を行う。

また、2階部分については、レッサーパンダの観覧ホールやトイレと授乳室を備えた休憩所のほか、来訪者等の交流を活発化させるための多目的スペースとする。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

ふるさと納税及び企業版ふるさと納税により寄付を募るとともに、ネーミングライツ等を活用する。

また、レッサーパンダ舎の整備後のPR活動を通じて交流人口を拡大させ、遊園地遊器具等の売り上げや寄附等による収入の増加を図る。

【官民協働】

ふるさと納税、企業版ふるさと納税及びネーミングライツ等を実施し、民間資金を積極的に活用する。

また、桐生が岡公園内の敷地において、公民連携事業として、ケータリングカーやテント販売等の出店を募集することで、施設利用料を徴収するとともに、地域内消費を促進する。

このほか、日本版DMOを目指す桐生観光物産協会により養成された観光ガイドとの連携を図り、桐生が岡公園周辺のまち歩き観光を促進するとともに、商工会議所や地元金融機関等と連携した情報発信を展開する。

【地域間連携】

北関東と東北福島動物園・水族館（10園館）が連携して実施するファイト10スタンプラリーに参加し、各施設に桐生が岡公園のパンフレットを配置することで、県外からの入園者を誘致する。

また、重伝建地区をはじめとする本市が有する日本遺産を活用した観光施策に群馬県や館林市、足利市等と連携し、スタンプラリーやモデルツアー等の企画に取り組み、更なる集客を図る。

なお、レッサーパンダの飼育繁殖に取り組むことにより、レッサーパンダの出身園の所在する自治体との連携が図られるとともに、「種の保存」への貢献が期待される。

【政策間連携】

桐生が岡公園と近接する重伝建地区において、伝統的建造物公開施設整備等の文化財保護及び国・群馬県と連携して実施する歴史的風致に配慮した道路整備による歴史まちづくりや空き店舗活用者支援によるまちなかの魅力向上・賑わい創出を行うことによって集客力の向上を図る。

加えて、桐生が岡公園と重伝建地区間の導線整備を行うとともに、環境にやさしいまちづくりとして産学官連携で開発されたグリーンスローモビリティである低速電動コミュニティーバス「MAYU」を相互間で運行し、回遊性を高める。

これらの施策と連携して一体的に展開することで、効果的に地域住民の利便性向上、観光客の滞在時間の延伸及び地域内消費の増大を図り、地域活性化に繋げることができる。

⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4-2の【数値目標】に同じ。

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証方法】

毎年度6月に、産学官金労言の外部有識者による検証機会を設け、KPIの達成状況を確認する。また、議会においても、決算特別委員会による審議により検証する。

【外部組織の参画者】

桐生商工会議所、桐生商店連盟協同組合、桐生市農業委員会、桐生広域森林組合、桐生刺繍商工業協同組合、群馬県桐生みどり振興局、群馬大学理工学部、桐生商業高校、桐生信用金庫、足利銀行、群馬銀行、桐生公共職業安定所、桐生タイムス、桐生市区長連絡協議会、桐生市社会福祉協議会、きりゅう市民活動推進ネットワーク、NPO法人キッズバレイ、桐生市PTA連絡協議会、桐生市医師会、桐生青年会議所、桐生市婦人団体連絡協議会、桐生市総合計画審議会、2015年の公共交通をつくる会

【検証結果の公表の方法】

毎年度、ホームページで公表する。

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 179,938千円

⑧ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から2026年3月31日まで

⑨ その他必要な事項

特になし。

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 日本遺産周遊まちなかバス運行事業

ア 事業概要

桐生市観光情報センターを中心に、人の流れを創出するため、産学官連携により開発した低速電動コミュニティーバス「MAYU」を、桐生市内にある日本遺産の構成資産や絹遺産のほか、動物園等において運行し、周遊促進を図る。

イ 事業実施主体

群馬県桐生市

ウ 事業実施期間

2021年4月1日から2026年3月31日まで

(2) 重伝建公開施設整備事業

ア 事業概要

地域の歴史や伝統産業に関する資料展示等を行い、当地区の歴史的な価値について理解を深めるため、桐生新町伝建地区にある伝統的建造物を取得し、活用を図る。

イ 事業実施主体

群馬県桐生市

ウ 事業実施期間

2021年4月1日から2026年3月31日まで

(3) 桐生市空き店舗活用型新店舗開設・創業促進事業

ア 事業概要

一定期間使用されていない店舗、事業所、工場や、一定期間居住していない住宅を改修し、新店舗または事業所を開設する者に、改修工事費の補助を行う。

イ 事業実施主体

群馬県桐生市

ウ 事業実施期間

2021年4月1日から2026年3月31日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2026年3月31日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2に掲げる目標について、7-1に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。